| **頁** | **修正（令和６年6月修正）** | **修正（令和７年　月修正）** | **修正理由** |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **第１編　総則** | **第１編　総則** |  |
|  | **第１章　計画の目的・方針** | **第１章　計画の目的・方針** |  |
|  | **第４節　災害の想定** | **第４節　災害の想定** |  |
| 3 | **（2）原子力災害**表中運転中（118.0万kW）（大飯発電所３号機\_状況）定期検査中（高浜発電所１号機\_状況）定期検査中（高浜発電所２号機\_状況）運転中（87.0万kW）（高浜発電所４号機\_状況） | **（2）原子力災害**表中定期検査中（大飯発電所３号機\_状況）運転中（82.6万kW）（高浜発電所１号機\_状況）運転中（82.6万kW）（高浜発電所２号機\_状況）定期検査中（高浜発電所４号機\_状況） | 稼働状況の反映 |
|  | **第２編　災害予防** | **第２編　災害予防** |  |
|  | **第２章　原子力災害予防対策** | **第２章　原子力災害予防対策** |  |
|  | **第７節　緊急輸送態勢の確保** | **第７節　緊急輸送態勢の確保** |  |
| 45 | （1）県警察は、緊急時の応急対策が円滑に行われるよう、（追記）緊急通行車両の事前届出の推進に努める。 | （1）県警察は、緊急時の応急対策が円滑に行われるよう、災害等発生前における緊急通行車両の確認申出の推進に努める。 | 表記の整理 |
|  | **第３編　災害応急対策** | **第３編　災害応急対策** |  |
|  | **第４章　県外の原子力発電所等における異常時対策** | **第４章　県外の原子力発電所等における異常時対策** |  |
|  | **第１２節　飲料水・食品等の摂取制限等** | **第１２節　飲料水・食品等の摂取制限等** |  |
| 72 | **１　飲料水・食品等の摂取制限等**（1）県は、国の指導・助言、指示があったとき、及び、県又は水道事業者等が実施したモニタリングの結果等により、原子力規制庁及び厚生労働省が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、飲料水・食品等の摂取制限等の必要な措置を市町村又は水道事業者等に指示又は要請する。（2）水道事業者等は、国及び県からの指示又は要請があったとき、及び、自ら実施したモニタリングの結果等により、原子力規制庁及び厚生労働省が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、水道水の摂取制限等の必要な措置を行う。 | **１　飲料水・食品等の摂取制限等**（1）県は、国の指導・助言、指示があったとき、及び、県又は水道事業者等が実施したモニタリングの結果等により、国が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、飲料水・食品等の摂取制限等の必要な措置を市町村又は水道事業者等に指示又は要請する。（2）水道事業者等は、国及び県からの指示又は要請があったとき、及び、自ら実施したモニタリングの結果等により、国が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、水道水の摂取制限等の必要な措置を行う。 | 原子力規制庁及び厚生労働省→国に変更原子力規制庁及び厚生労働省→国に変更 |

**（注）「チェック欄」には、「済」：修正済み、「〇」：今回修正、「×」：未修整、「－」：対象外の別を記入してください。**

**「備考欄」には、チェック欄の「×」、「－」の理由等を記入してください。**